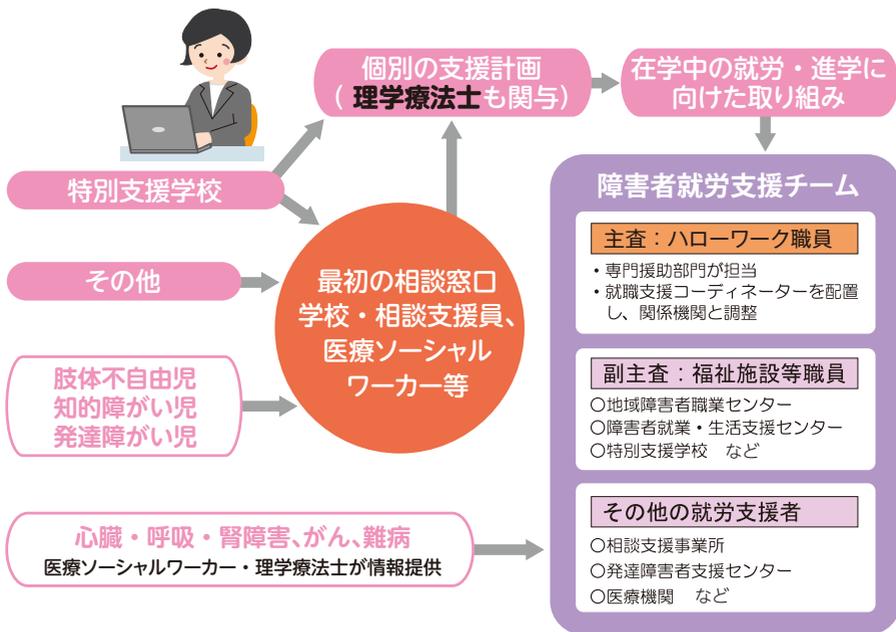


就労支援での関わり

理学療法士は動作の専門家です。身体活動に支援を要する対象者の移動能力や姿勢について評価を行い、活動がどのくらいできるかを把握して、その能力に即した就労に導きます。また、就労後もその能力の維持や改善を支援し、就労支援体制を構築します。

肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児、心臓・呼吸・腎障害、がん、難病などを有していても、就労に向けて理学療法士がお役に立てる可能性があります。



厚生労働省資料「障害者就労に向けたハローワークを中心とした「チーム支援」より一部引用

差別の禁止および合理的配慮の提供義務

【就労支援の法律がある】

- ・障害者総合支援法に基づく就労支援
- ・がん対策基本法第20条に基づく就労支援

【就労支援の法律がないが努力義務がある】

- ・難病患者の就労支援

※就労支援チームが支えます。 2022年10月現在

